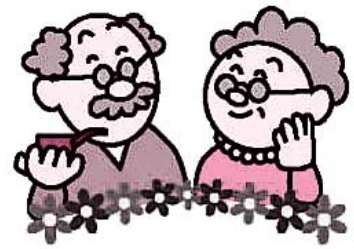


平成19年11月27日開催の愛媛県後期高齢者医療広域連合議会において決定した後期高齢者医療制度に関する主なポイントについてお知らせします。



保険証は

受診の際、今までは老人医療受給者証と保険証が必要でしたが、後期高齢者医療制度では原則保険証1枚で受診できます。

老人医療制度で交付されていた医療受給者証は廃止されます。
病院で受診するときには、保険証を必ず提示してください。

医療の給付は

後期高齢者に対する医療給付については、新たに設けられる「高額医療・高額介護合算制度」以外は、これまでの老人保健や国保と同様の給付が受けられます。また、各種申請については、これまでどおり各市町の担当窓口で受け付けます。

医療機関で診療を受けたときは

病気やけがにより保険医療機関で受診したとき、被保険者証を提示し、自己負担額を医療機関窓口で支払うことで、自己負担額を除いた医療費（7割または9割）を後期高齢者医療が負担します。

※自己負担額 一般の方 1割
現役並みの所得がある方 3割

自己負担額が高額になったときは

1か月に支払った医療費が高額となり、限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。申請を一度行くと、次の高額療養費支給は申請の必要がありません。また、同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額との合計額が限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた分が支給されます。

【※現在の老人医療制度ですでに各市町に申請をされている方については、振込先等の申請内容を愛媛県後期高齢者医療広域連合に引き継ぐこととなります。振込先等の申請内容を変更したい場合は、各市町担当窓口にて変更手続きをして下さい。】

被保険者が亡くなったときは

後期高齢者医療制度における被保険者の方が亡くなったときには、その方の葬祭を行った方に、2万円を葬祭費として支給します。

お問い合わせ

鬼北町役場町民課 ☎45-1111(内線214)
愛媛県後期高齢者医療広域連合 ☎089-911-7733
E-mail info@ehime-kouiki.jp ホームページ <http://www.ehime-kouiki.jp/>

愛媛県後期高齢者医療広域連合ロゴマーク

